

公益財団法人三重県体育協会スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三重県体育協会（以下「この法人」という。）におけるスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及ルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申立て)

第2条 この法人が行ったスポーツ競技又はその運営に関する決定事項に対する競技者等からの不服申立てについては、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づき行われる仲裁により解決されるものとする。

(変更)

第3条 この規程の変更は理事会の決議を受けなければならない。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。